

「緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書」の公表

地震災害等が発生すると、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの機能不全等により、被災地域内の物流・流通機能等が停止することから、生活関連物資の不足が懸念されます。このため、被災地域内での物資の調達及び被災地域外からの物資の受入れ等に係る調整を適切に行うことが重要になってきますが、平成7年の阪神・淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震では適切な物資の調整等が行われず、現地で混乱が生じる等の状況が発生しました。

地震災害等の発生時には、住民自身による自助を基本としつつも、自助による物資の調達に限界がある場合には、地方公共団体が物資を調達し、緊急物資として住民に供給することになりますが、平成18年12月から「緊急物資調達の調整体制・方法に関する検討会」を開催し、地方公共団体が被災者に供給する物資である緊急物資の取扱いについて、物流という観点から検討を進め、「モノ」と「情報」のやり取り及びそのために必要な体制について検討を行ってきました。

この度、検討会での検討結果を踏まえ、報告書を取りまとめましたので、公表します。

なお、報告書の主なポイントは、別紙のとおりです。

<別添資料>

- (1) [緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書【概要】](#)
- (2) [緊急物資調達の調整体制・方法に関する調査検討報告書](#)

【連絡先】

消防庁防災課

中地震災対策専門官、嶋田係長

電 話 03-5253-7525

F A X 03-5253-7535

報告書の主なポイント

1 消防庁による調整（試案）

被災地外の都道府県や国の支援が必要となるような地震災害において、被災都道府県庁に混乱が生じるような被害等がある場合には、被災地の情報把握の遅れや情報発信の不足が懸念されるとともに、緊急物資の備蓄状況は、全国的規模では把握されていないのが現状です。

このため、被災地からの支援要請の遅れによる被害の拡大、支援側の独自の判断による緊急物資の送付に起因する受援側の混乱のほか、緊急物資の調達に係る調整に時間がかかるといった問題が生じることが予想されますが、このような場合に、消防庁が、緊急物資の全国的な備蓄状況の登録データと被害想定システムを活用した事前準備（支援側の調整）及び被災都道府県の要請に基づく支援実施を行うことで、緊急物資の支援実施までの時間短縮や支援側独自の判断による支援の適正化を図ることを試案として示しています。

2 都道府県における緊急物資調達の調整体制・方法

地方公共団体においては、受援側、支援側のいずれの場合であっても、その窓口は概ね定められていますが、要領等の整備を行っているところは少なく、都道府県内の連携、役割分担についても整備が進んでいないのが現状です。

また、被災地のニーズは、発災当初においては把握が困難であり、時間の経過とともに変化するものとされています。

これらのことから、地震災害時の窓口の混乱、非効率な供給、支援の重複、支援側の独自の判断による緊急物資の送付に起因する受援側の混乱等の課題が指摘されています。

これらの課題については、窓口の一元化、要領等の整備、管内市区町村との連携、受援側と支援側の連携等を進めるとともに、受援側にあっては被災地情報の迅速な把握並びに他の都道府県や国、被災地域内及び管内市区町村全体へ向けた情報発信を的確に行うこと、支援側にあっては受援側の要請やその発信する情報等を見極め、独自の判断で支援を行わないように努めることが必要となります。

3 義援物資の取扱いに関する方策

義援物資には、公的備蓄では対応できない多種多様なニーズに応えられる可能性がある反面、被災地で必要とされない物資が大量に送付されたり、その仕分けや管理が困難である等、多くの課題が指摘されています。

これらの課題については、義援物資の送付により、被災地での災害応急対策に支障を来す等の混乱が予想される場合には、受援側において、受入れを制限することも考えられます。

また、被災直後に必要となる物資は、被災地の備蓄等で賄うことができる可能性が高く、義援物資を必要とするようなニーズは、被災後一定期間を経てから出てくるものと想定されるので、義援物資による支援の申出があった場合には、登録制をとり、後日改めて受入れについて案内する等の方法も考えられます。